

表6 バリアフリー関連施策が障害者雇用に及ぼす影響

被説明変数:障害者雇用者数対前年変化(人)	
変数	
ハートビル認定件数	19.01714 ** (2.25)
駅エレベーター数	40.80178 ** (2.35)
駐車禁止除外指定車の自動車数(本人)	0.1275964 (1.31)
失業率(%)	-10658.51 *** (-5.33)
障害年金受給者数(千人)	0.0080708 (0.49)
定数項	918.9478 (0.06)
自由度修正済みR2	0.8482
サンプル数	17

注1:括弧内はt値を示す。**は5%水準で、***は1%水準で統計的に有意であることを

注2:障害年金受給者数は障害基礎年金・国民年金障害年金・厚生年金障害年金の

資料出所:筆者推計

障害者の職場としてアクセスしやすい環境の提供につながるハートビル認定件数と障害者の移動に役立つ駅エレベーター設置数は障害者雇用者数にプラスの影響を及ぼすことが分かる（5%有意水準）。障害者の移動を容易にする障害者本人の自動車の駐車禁止除外指定車標章の交付数はプラスであるが、有意ではない。失業率は障害者雇用者数にマイナスの影響を及ぼしており、景気後退により失業者が増える場合でも法定雇用率制度があるため、障害者雇用者数はそれほど減少しないため、相関関係として負の（偏）相関が現れると考えられる。障害年金の受給者数については正の符号を示すが、有意ではない。

表5に見られるように実雇用率は比較的小さい変動を示しており、失業率の変動の影響を考慮してもなお、ハートビルの増加と駅エレベーター設置数増加のようなバリアフリー施策は、障害者雇用者数を増加させる効果を示すと考えられる。

2010年の障害者雇用者数は257939人であり、これに一般労働者とパート労働者（従業員5人以上規模の事業所）の現金給与総額（年額）402万円⁸をかけると、障害者雇用者総数がもたらす給与所得総額は1兆366億円に上る。障害者雇用は、障害者の社会参加を拡大すると同時に、財政的には課税ベースの拡大に繋がる役割を果たしており、バリアフリー化の障害者雇用に及ぼす影響を通じた障害者雇用の経済効果は、国の財政の観点からも評価できるものと考えられる。

⁸ 厚生労働省の民間企業に雇用される障害者雇用者数の統計は、重度障害者をだぶるカウントすることと、2004年では短時間の雇用者を含むので、一人当たり現金給与として「毎月勤労統計調査」の一般労働者とパートタイム労働者を合わせた一人当たり現金給与総額（産業計）を用いた。

参考文献

- Acemoglu and Angrist (2001) "Consequences of Employment Protection? The Case of the Americans with Disabilities Act," *Journal of Political Economy*, vol. 109, no. 5, pages 915-57.
- Bound and Waidmann(2002) "Accounting for Recent Declines in Employment Rates among the Working-aged Men and Women with Disabilities." *Journal of Human Resources* 37(2): 231-250.
- Burkhauser and Daly (2002), "Policy Watch: U.S. Disability Policy in a Changing Environment," *Journal of Economic Perspectives* Vol.16 No.1, pp.213-224.
- Mitchell,R.C.and Carson,R. (1989) Using Surveys to Value Public Goods (Johns Hopkins University Press)
- Matsui A., O.Nagase, A.Sheldon, D.Goodley, Y.Sawada,S.Kawashima(2012) Creating a Society for All:Disability and Economy, (The Disability Press, University of Leeds, UK)
- OECD, "Crisis squeezes income and puts pressure on inequality and poverty:New Results from the OECD Income Distribution Database", Social and welfare issues, May,2013.
- 石川准・長瀬修編(1999)『障害学への招待—社会、文化、ディスアビリティー』明石書店
- 石川准・倉本智明編(2002)『障害学の主張』明石書店
- 井堀利宏編(2005)『公共部門の業績評価』東京大学出版会
- 植田章・岡村正幸・結城俊哉 (2001)『障害者福祉原論』高蔵出版
- 運輸省運輸政策局消費行政課監修 (1997)『バリアフリーと交通』中央法規
- 大谷悟・岡井有香編著 (2001)『国土交通政策研究第3号 バリアフリー化の社会経済的評価の確立へ向けて』国土交通省国土交通政策研究所
- 勝又幸子(2007)「第2回障害者生活実態調査の概要」厚生労働科学研究費（障害者保健福祉総合研究事業）『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』平成18年度総括研究報告書
- 金子能宏(2001)「障害者雇用政策とバリアフリー施策の連携」『季刊社会保障研究』第37巻3号
- (2011)「社会保障分野における技術進歩、産業発展と経済成長」『季刊社会保障研究』第47巻第2号
- (2011)「日本における障害者就労の現状と課題・経済政策的観点からの検証」『障害者の福祉的就労の現状と展望』(編) 松井亮・岩田勝彦 (中央法規出版社)
- (2012)「障がい者の暮らしと家族をどう支えていくべきか」『』(編) 井堀利宏・金子能宏・野口晴子 (東京大学出版会)
- 京極高宣 (2007)『社会保障と日本経済—社会市場の理論と実証—』
- 古瀬敏 (1997)『バリアフリーの時代』都市文化社
- 児玉桂子・小出治編『新時代の都市計画5 安全・安心のまちづくり』ぎょうせい
- 鈴木静男(2001)『障害者が自立できる年金を』(本の泉社)
- 内閣府編(2005)『平成16年版 障害者白書』財務省印刷局

- 長江亮(2005)「障害者雇用と市場評価－大阪府内個別企業障害者雇用状況開示のイベント
スタディー」『日本労働研究雑誌』
- 林山泰久(2001)「バリアフリー事業の便益計測」『国土交通政策研究』通巻第3号
- 星加良司(2006)『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』(生活書院)
- 松井彰彦, 川島聰, 長瀬修編著(2011)『障害を問い合わせる』(東洋経済新報社)
- 国土交通省編『国土交通白書』各年版
- 内閣府編『障害者白書』各年版

平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的分野））

「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「障害者の生活実態とニーズに関する調査」の概要と結果

研究代表者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長）

研究要旨

障害者の生活実態とニーズの把握について、「提言」で指摘された調査の要素に加えて重要なと考えられる項目として、障害者自立支援制度施行前後における収入・就労状況の変化、地域生活と就労に不可欠なバリアフリー化の状況とニーズ、障害者自身と家族の高齢化に伴うニーズの重層化と意識などが考えられる。本研究では、これらの項目を含む障害者の生活実態とニーズに関するアンケート調査を障害者団体の協力を得て行い、その結果を集計し考察する。

調査の結果によると、仕事（正規就業・非正規就業・作業所での仕事・自営業を含む）をしている人の割合は 54.9%である。日常生活の項目ごとに家族からの援助の有無と困っていることがある割合の傾向をあわせて考えると、障害をもつ人の日常生活では、若いときには家族からの援助が受けられても、年齢が上がるにつれて家族からの援助が難しくなる傾向があり、日常生活で困難が生じる割合が加齢と共に高くなる可能性があることが示された。将来の暮らしに対する心配や不安がなくなるための必要な条件・施策をみると、1番目に求められている条件・施策として年金や手当などで所得が保障されることと自分の介護や介助サービスが保障されることの割合が高く、2番目にはこれら二つの条件・施策の割合が比較的高くさらに自分の親の介護サービスが保障されることの割合が高くなっている。東日本大震災を契機として、障害を持つ人とその家族の避難の難しさが認識されるようになったことを踏まえて、自宅から一番近い避難場所までのバリアフリー化について1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保であり、次に避難する場所がもっと家の近くになることの割合が高いことがわかった。

A. 研究目的

本研究では、障害者の生活実態とニーズの把握について、「提言」で指摘された調査の要素に加えて重要と考えられる項目として、障害者自立支援制度施行前後における収入・就労状況の変化、地域生活と就労に不可欠なバリアフリー化の状況とニーズ、障害者自身と家族の高齢化に伴うニーズの重層化と意識などが考えられる。これらの項目を含む障害者の生活実態とニーズに関するアンケート調査を障害者団体の協力を得て行い、その結果を集計し考察する。

B. 研究方法

本研究では、「提言」で指摘された調査の要素に加えて重要と考えられる項目として、障害者自立支援制度施行前後における収入・就労状況の変化、地域生活と就労に不可欠なバリアフリー化の状況とニーズ、障害者自身と家族の高齢化に伴うニーズの重層化と意識などの項目を含む障害者の生活実態とニーズに関するアンケート調査を障害者団体の協力を得て行い、その結果を集計し考察する。

(倫理面への配慮)

アンケート調査の実施に当たっては、調査票の配布と回収は調査に協力して下さった障害者団体自体に行って頂き、匿名化された回収後調査票をプライバシーポリシー

マーク取得の調査会社が集計することにより、個人情報保護のための対応を厳重に行った。

C. 研究結果

仕事（正規就業・非正規就業・作業所での仕事・自営業を含む）をしている人の割合は 54.9%である。日常生活の項目ごとに家族からの援助の有無と困っていることがある割合の傾向をあわせて考えると、障害をもつ人の日常生活では、若いときには家族からの援助が受けられても、年齢が上がるにつれて家族からの援助が難しくなる傾向がある。将来の暮らしに対する心配や不安がなくなるための必要な条件・施策をみると、1番目に求められている条件・施策として年金や手当などで所得が保障されることと自分の介護や介助サービスが保障されることの割合が高く、2番目にはこれら二つの条件・施策の割合が比較的高くさらに自分の親の介護サービスが保障されることの割合が高くなっている。

東日本大震災を契機として、障害を持つ人とその家族の避難の難しさが認識されるようになったことを踏まえて、自宅から一番近い避難場所までのバリアフリー化について1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保であり、次

に避難する場所がもっと家の近くになることの割合が高いことがわかった。

D. 考察及びE. 結論

日常生活の項目ごとに家族からの援助の有無と困っていることがある割合の傾向をあわせて考えると、障害をもつ人の日常生活では、若いときには家族からの援助が受けられても、年齢が上がるにつれて家族からの援助が難しくなる傾向があり、日常生活で困難が生じる割合が加齢と共に高くなる可能性がある。将来の暮らしに対する心配や不安がなくなるための必要な条件や施策をみると、1番目に求められている条件・施策として年金や手当などで所得が保障されることと自分の介護や介助サービスが保障されることの割合が高く、2番目に求められている条件・施策としてもこれら二つの条件・施策の割合が比較的高くさらに自分の親の介護サービスが保障されることの割合が高くなっている。とくに、自分の親の介護サービスが保障されることの割合は年齢が上がるほどその割合が高くなっている。

東日本大震災を契機として、障害を持つ人とその家族の避難の難しさが認識されるようになったため、自宅からまた職場から避難先までのニーズもある。自宅から一番近い避難場所までのバリアフリー化につい

て1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保で、次に避難する場所がもっと家の近くになることの割合が高い。仕事場から一番近い避難場所までのバリアフリー化について1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは仕事場から避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保で、次に避難する場所までの間の歩道の段差の解消を希望する割合が高い。2番目に必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所の段差解消・スロープなどの施設の整備で、次に割合の高いことは避難する場所がもっと仕事場の近くになることである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- | | |
|--------|----|
| 1.論文発表 | なし |
| 2.学会発表 | なし |

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

- | | |
|----------|----|
| 1.特許取得 | なし |
| 2.実用新案登録 | なし |
| 3.その他 | なし |

平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的分野））
「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方に関する研究」

「障害者の生活実態とニーズに関する調査」の概要と結果

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）

1. はじめに

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成 23 年 8 月）では、障害者の費用負担軽減、障害者と家族のエンパワーメントと相談、地域生活と雇用・就労を支える人材、法定雇用率制度の検証等に関する個別課題とともに、障害者の地域生活が確立するように政府・自治体が福祉施策と予算の両面から条件整備を図る課題が示された。また、「提言」では個別課題が障害者の生活実態に即して解決されるように実態把握の重要性が指摘された。

障害者の生活実態とニーズの把握について、「提言」で指摘された障害者政策を進めるために必要な調査の要素について検討した（本報告書第Ⅱ部）。これらの調査の要素と「提言」で指摘された調査の要素に加えて重要と考えられる項目として、障害者自立支援制度施行前後における収入・就労状況の変化、地域生活と就労に不可欠なバリアフリー化の状況とニーズ、障害者自身と家族の高齢化に伴うニーズの重層化と意識などが考えられる。本研究では、これらの項目を含む障害者の生活実態とニーズに関するアンケート調査を障害者団体の協力を得て行い、その結果を集計し考察する。アンケート調査の実施に当たっては、調査票の配布と回収は調査に協力して下さった障害者団体自体に行って頂き、匿名化された回収後調査票をプライバシーポリシーマーク取得の調査会社が集計することにより、個人情報保護のための対応を厳重に行った。

2. 調査結果の概要

調査対象の方々は身体障害・肢体不自由のある方¹で、有効回答数は 175 名である。回答者のうち、男性・女性の割合はそれぞれ 51.4% と 44.6% である。年齢について回答のあった 162 サンプルで年齢分布をみると、20 歳未満、20~29 歳、30~39 歳、40~49 歳、50~59 歳、60 歳以上それぞれの割合は 2.9%、18.3%、26.9%、16.6%、16%、12% である。世帯構成をみると（年齢計）、世帯主の割合は 42%、同居家族の人数は 0 人（単身）、1 人（二人世帯）、2 人、3 人、4 人、5 人以上それぞれ、3.4%、10.9%、16.6%、30.3%、18.3%、10.9% である。

仕事（正規就業・非正規就業・作業所での仕事・自営業を含む）をしている人の割合は 54.9% である。仕事をしたことのある人の割合はこれよりも高く 59.4% であり、過去に仕事をしたことがあるが現在仕事をしていない人もいる。調査対象本人の健康状態に関する意

¹ 調査対象者のうち 95.4% の方が身体障害者手帳をもっている。4.6% の方は手帳保有について保有していない方または不詳の方である。

識をみると、“非常に健康だと思う”、“まあ健康な方だと思う”、“あまり健康ではないと思う”、“健康でないと思う”割合はそれぞれ、14.9%、63.4%、18.3%、3.4%である。

3. 日常生活の実態と福祉サービスへのニーズ

障害を持つ人の日常生活の実態を考えるとき、障害の程度の分布を知ることは考察の1つの前提になる。回答者のうち身体障害者手帳の等級が1級、2級、3級、4～6級の人の割合はそれぞれ、49.1%、29.1%、6.9%、14.9%である。回答者には愛の手帳を持っている方もおり、その方の割合は10.3%である。

このような障害の種類と障害の等級の分布をもつ人たちが日常生活で援助を受けている項目ごとに、だれから援助を受けているかを比較した表が表1である。食事を食べること、排便・排泄、入浴、食事の用意、掃除・選択、ゴミだし、雪下ろし・雪かきなど日常生活の家事に関わる事柄では年齢が若いほど家族から援助を受けている割合が高い。外に出ること、日用品の買い出し、病院へ通うことでも年齢が若い人ほど家族からの援助を受けている。これに対して、初めての場所への移動、仕事・職場へ通うことでは、20歳以上40歳未満の年齢階級で家族から援助を受けている人の割合が最も高い。情報保障の観点からコミュニケーションにおける援助の実態をみると、家での会話、仕事場・職場での会話、店舗・窓口などの会話では20歳以上40歳未満の年齢階級で家族から援助を受けている人の割合が最も高い。その一方で、情報保障の中で障害者福祉や障害者雇用の窓口となることの多い地方自治体やハローワークからの情報へのアクセス（インターネットへのアクセス）に関するパソコンの操作についてみると、年齢が高いほどパソコンの操作で家族または家族以外の人から援助を受けている割合が高いことがわかる。

預金の出し入れ、お金の管理については、年齢が若い人ほど家族から援助を受けている。

日常生活の項目ごとに援助を受けているかどうかみると、情報手段の一つであるパソコンの操作を除いて、若い年齢の方が家族からの援助を受けている傾向がある。

日常生活の項目ごとに困っていることがある割合をみると、食事、食事の用意、掃除・洗濯、ゴミ出し、雪下ろし・雪かき、日用品の買い物、病院へ通うこと、初めての場所に行くこと、預貯金の出し入れでは、年齢が高いほど困っていることがある割合が高い傾向がある。

日常生活の項目ごとに家族からの援助の有無と困っていることがある割合それぞれの傾向をあわせて考えると、障害をもつ人の日常生活では、若いときには家族からの援助が受けられても、年齢が上がるにつれて家族からの援助が難しくなる場合があり（家族の高齢化など）、日常生活で困難が生じる割合が高くなる可能性があることが理解できる。

調査対象の方々は身体障害・肢体不自由のある方であるため、日常生活での外出の方法と移動に伴う不安・心配ごとについて調査した。外出の方法を、車いすを使用しない人と使用する人別にみると、使用しない人では、外出する方法として一番多いのは家族が運転する車で、次が自分で運転するとなっている。車いすを使用する人では、外出する方法で一番多いのは家族が運転する車であり、次がリフト付きの送迎車となっている。外出の際に不自由さや危ないと感じることは、最も多く感じることがあることは道路と歩道にある段差であり、2番目に感じることがあることは車いす用といれがないことである。

表1 日常生活の項目ごとにみた援助の有無と困っていることがある割合

援助を受けている項目	年齢階級	誰から援助をうけているか(%)		困っていることがある割合(%)
		家族	家族以外	
食事(物を食べること)	年齢計	29.7	6.9	28
	20歳以上40歳未満	84.8	7.6	17.7
	40歳以上60歳未満	52.6	14	38.6
	60歳以上	14.3	9.5	38.1
排便・排尿	年齢計	32	11.4	14.9
	20歳以上40歳未満	43	15.2	17.7
	40歳以上60歳未満	21.1	7	14
	60歳以上	9.5	4.8	9.5
入浴	年齢計	33.1	13.1	25.1
	20歳以上40歳未満	48.1	12.7	29.1
	40歳以上60歳未満	19.3	15.8	24.6
	60歳以上	4.8	4.8	19
食事の用意	年齢計	64	10.3	28.6
	20歳以上40歳未満	84.8	7.6	12.7
	40歳以上60歳未満	52.6	14	35.1
	60歳以上	14.3	9.5	76.2
掃除・洗濯	年齢計	61.1	9.1	26.3
	20歳以上40歳未満	81	6.3	20.3
	40歳以上60歳未満	47.4	14	35.1
	60歳以上	19	9.5	38.1
ゴミだし	年齢計	65.1	5.7	25.1
	20歳以上40歳未満	78.5	2.5	17.7
	40歳以上60歳未満	57.9	10.5	31.6
	60歳以上	33.3	9.5	42.9
雪おろし、雪かき	年齢計	36	4.6	18.9
	20歳以上40歳未満	45.6	2.5	12.7
	40歳以上60歳未満	28.1	7	22.8
	60歳以上	28.6	9.5	47.6
外に出ること	年齢計	48.6	13.7	36
	20歳以上40歳未満	67.1	16.5	31.6
	40歳以上60歳未満	33.3	12.3	40.4
	60歳以上	23.8	4.8	47.6
日用品の買い物	年齢計	58.9	9.1	28
	20歳以上40歳未満	74.7	6.3	17.7
	40歳以上60歳未満	42.1	15.8	38.6
	60歳以上	33.3	9.5	38.1
病院へ通うこと	年齢計	55.4	10.3	32.6
	20歳以上40歳未満	75.9	8.9	29.1
	40歳以上60歳未満	36.8	14	36.8
	60歳以上	19	9.5	42.9
初めての場所への移動	年齢計	45.1	12	38.3
	20歳以上40歳未満	67.1	12.7	34.2
	40歳以上60歳未満	21.1	12.3	36.8
	60歳以上	19	4.8	52.4
仕事場・職場へ通うこと	年齢計	28	18.3	16.6
	20歳以上40歳未満	38	24.1	19
	40歳以上60歳未満	17.5	17.5	17.5
	60歳以上	9.5	0	4.8
家での日常会話	年齢計	20	1.7	20.6
	20歳以上40歳未満	24.1	1.3	21.5
	40歳以上60歳未満	14	3.5	22.8
	60歳以上	9.5	0	14.3
仕事場・職場での会話	年齢計	8	9.1	24
	20歳以上40歳未満	11.4	8.9	30.4
	40歳以上60歳未満	1.8	7	21.1
	60歳以上	4.8	4.8	14.3
店舗・窓口などでの会話	年齢計	22.9	3.4	27.4
	20歳以上40歳未満	29.1	3.8	31.6
	40歳以上60歳未満	12.3	3.5	24.6
	60歳以上	9.5	0	14.3
パソコンの操作	年齢計	17.1	6.3	24.6
	20歳以上40歳未満	19	5.1	27.8
	40歳以上60歳未満	10.5	5.3	24.6
	60歳以上	14.3	4.8	23.8
預貯金の出し入れ	年齢計	52	4	20.3
	20歳以上40歳未満	69.6	1.3	20.3
	40歳以上60歳未満	35.1	8.8	26.3
	60歳以上	19	4.8	28.6
お金の管理	年齢計	49.1	1.1	18.9
	20歳以上40歳未満	68.4	0	16.5
	40歳以上60歳未満	29.8	1.8	21.1
	60歳以上	19	0	19

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

表2 日常生活での外出の方法

	鉄道	バス	タクシー	リフト付きの送迎車	自分で運転する自家用車	家族が運転する自家用車	その他	無回答
車いすを使わない人	5.7	8	3.4	4.6	14.3	22.9	5.1	36
車いすを使う人	8.6	2.3	8.6	10.9	0.6	12	1.1	56

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

表3 日常生活での外出・移動に伴う不安・心配ごと

	駅にエレベーターがないこと	車椅子用トイレがないこと	交通機関の職員の対応が悪いこと	タクシーの割引率が小さいこと	自家用車の維持費	送迎車を使う手手続きに時間がかかること	困ったときに周りの人へ手伝って貰えないこと	無回答
最も多く経験すること	41.7	5.1	8.6	3.4	5.1	16	2.3	1.7
2番目に多く経験すること	10.9	13.7	20	9.7	8	7.4	2.3	5.1

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

将来の暮らしに対する心配や不安のある人の割合は年齢計で 93.7% であり、年齢別に見ると 20~40 歳、40~60 歳、60 歳以上それぞれで 94.9%、91.2%、95.2% と年齢階級の間で大きな差は見られない。将来の暮らしに対する心配や不安なことの内容を具体的にみると、1 番に心配・不安であることの中では体力や健康状態が維持できるかどうかと障害の程度が重くなるかどうかの割合がどの年齢階級でも高く、2 番目に心配・不安感じることの中ではこれらの障害・健康状態に関する心配・不安について、20~40 歳、40~60 歳で収入を維持することができるかどうかや親の面倒を見ることができるかどうかの割合が高くなっている。

表4 将來の暮らしに対する心配や不安なこと

年齢階級	体力や健康状態が維持できるかどうか	障害の程度が重くなるかどうか	仕事が続けられるかどうか	収入を維持することができるかどうか	親の面倒を見ることができるかどうか	自分の介助や介護を誰かに頼めるかどうか	無回答
1番目	20歳以上40歳未満	29.1	10.1	12.7	8.9	1.3	34.2
	40歳以上60歳未満	36.8	24.6	3.5	3.5	7	19.3
	60歳以上	33.3	33.3	0	9.5	0	19
2番目	20歳以上40歳未満	19	17.7	7.6	13.9	3.8	30.4
	40歳以上60歳未満	21.1	28.1	8.8	10.5	10.5	14
	60歳以上	33.3	9.5	0	19	0	28.6

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

表5 将来の暮らしに心配や不安がなくなるための必要な条件や施策

		働く機会が保障されること	年金や手当などで所得が保障されること	新しい治療などの医療サービスが保障されること	より安全に移動できる交通機関や街の整備	自分の介護や介助サービスが保障されるること	自分の親の介護サービスが保障されるること	住まいとして住む場所が保障されること	ケア付き専門職員のいる施設が保障されること	その他	無回答
1番目	年齢計	10.9	36.6	4	2.9	26.3	2.9	2.9	8	0.6	5.1
	20歳以上40歳未満	12.7	29.1	1.3	6.3	30.4	1.3	3.8	10.1	1.3	3.8
	40歳以上60歳未満	14	38.6	7	0	22.8	3.5	0	7	0	7
	60歳以上	0	61.9	9.5	0	19	0	4.8	0	0	4.8
2番目	年齢計	7.4	24.6	7.4	4.6	20	5.1	4	18.9	0.6	7.4
	20歳以上40歳未満	8.9	26.6	7.6	5.1	22.8	2.5	3.8	17.7	0	5.1
	40歳以上60歳未満	5.3	21.1	5.3	7	15.8	10.5	3.5	17.5	1.8	12.3
	60歳以上	14.3	23.8	14.3	0	23.8	0	9.5	9.5	0	4.8

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

将来の暮らしに対する心配や不安がなくなるための必要な条件や施策をみると、1番目に求められている条件・施策として年金や手当などで所得が保障されることと自分の介護や介助サービスが保障されることの割合が高く、2番目に求められている条件・施策としてもこれら二つの条件・施策の割合が比較的高くさらに自分の親の介護サービスが保障されることの割合が高くなっている。とくに、自分の親の介護サービスが保障されることの割合は年齢が上がるほどその割合が高くなっている。

4. 日常生活の実態とバリアフリー化のニーズ

現在の暮らしで必要なバリアフリー化のニーズを、1番目、2番目、3番目に必要な項目まで尋ねてみると、1番目に必要なバリアフリー化のニーズは玄関や室内の段差の解消（集合住宅では、玄関につくまでの段差解消）の割合が高く、ついでこれらの解消のための費用に対する補助を希望する割合が高い。2番目に必要なバリアフリー化のニーズは歩道の段差の解消の割合が高く、ついで歩道の高さを低くすること歩道の幅やガードレールと道ばたとの間の幅を広げることを希望する割合が高い。3番目に必要なバリアフリー化のニーズは車いすマークの付いた駐車スペースがもっと増えることである。

表6 現在の暮らしで必要なバリアフリー化のニーズ

	玄関や室内の段差の解消(集合住宅では、玄関につくまでの段差解消)	電話やインターネットで使うパソコンが使いやすくなること	家のなかがバリアフリーになる住宅改修	歩道の段差の解消、また歩道の高さを低くすること	歩道の幅やガードレールと道ばたとの間の幅を広げること	ノンステップ	電動車椅子	車いすマーク	タクシー運転手の障がい者への援	駆手の障がい者への援	車いすマーク
1番目	12.6	8.6	2.9	14.9	4.6	8	6.3	1.1	6.3	9.7	3.4
2番目	5.7	9.1	1.7	13.1	10.9	10.3	7.4	9.7	4	6.3	7.4
3番目	4	3.4	0.6	6.9	10.9	9.1	6.9	6.3	4.6	13.7	14.3

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

東日本大震災を契機として、障害を持つ人とその家族の避難の難しさが認識されるようになった。これに対して避難先を作る場合にも車いす用スロープが設けられるようになる

など、災害時の避難に関するバリアフリー化のニーズの理解とこれに対する対応が進み始めている。このような観点から自宅から一番近い避難場所までのバリアフリー化について1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保であり、次に避難する場所がもっと家の近くになることの割合が高い。2番目に必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所の段差解消・スロープなどの施設の整備であり、次に割合の高いことは、避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保と避難する場所がもっと家の近くになることでありほぼ同じ割合で必要であると考えられている。

表7 自宅から一番近い避難場所までのバリアフリー化

	避難する場所までの間の歩道の段差の解消	避難する場所までの歩道の幅やガードレールと道ばたとの幅を広げる	避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保	避難する場所がもっと家の近くになること	避難する場所の段差解消、スロープなどの施設の整備	その他	無回答
1番目	13.1	5.1	50.3	12.6	10.9	1.7	6.3
2番目	10.3	5.7	20	20.6	27.4	2.3	13.7

資料出所：「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

調査の概要で示したように、本調査の回答者の中で仕事（正規就業・非正規就業・作業所での仕事・自営業を含む）をしている人の割合は 54.9%である。仕事をしたことのある人の割合はこれよりも高く 59.4%である。そこで、職場・作業所で必要なバリアフリー化のニーズを、1番目、2番目、3番目に必要な項目まで尋ねてみると、1番目に必要なバリアフリー化のニーズは職場がバリアフリーになる職場改善に対する補助金が増えることの割合が高く、ついで職場・作業所等に行く時の支援者に対する補助金が増えることを希望する割合が高い。2番目に必要なバリアフリー化のニーズをみると、1番目にあげた補助金が増えることへの希望の割合が高く、ついで職場・作業所に行く時の歩道の段差の解消や歩道の高さを低くすること、職場・作業所に行く時の歩道の幅やガードレールと道ばたとの幅を広げること、車いすで使える公衆トイレが増えることなど通勤経路におけるバリアフリー化に対する希望の割合がほぼ同じ程度に高い。3番目に必要なバリアフリー化のニーズは通勤経路に関連するニーズであるが2番目のニーズのような物理的なニーズではなく、駅員・バス・タクシー運転手の車椅子の押し方や操作法の理解が広まることへの希望が高くなっている。

表8 職場・作業所で必要なバリアフリー化のニーズ

	職場内の段差の解消やビル建物の段差解消による車いすでの移動のしやすさ	職場のある用品や作業機器による車いすでの操作のしやすさ	職場の事務職場がバリアフリーになる職場改善による車いすでの移動のしやすさ	職場・作業所に行く時の歩道の段差の解消や歩道の高さを低くすることによる車いすでの移動のしやすさ	職場・作業所の歩道の幅やガードレールと道ばたとの幅を広げるによる車いすでの移動のしやすさ	職場・作業所の歩道の段差解消による車いすでの移動のしやすさ	職場・作業所の歩道の高さを低くすることによる車いすでの移動のしやすさ	職場・作業所の歩道の幅を広げることによる車いすでの移動のしやすさ	車いすマーカーによる車いすでの移動のしやすさ	タクシー運転手の車椅子への付いた駐車スペースによる車いすでの移動のしやすさ	駕駆員・バスの車椅子への押し方による車いすでの移動のしやすさ	タクシー運転手の車椅子への押し方による車いすでの移動のしやすさ	駕駆員・バスの車椅子への押し方による車いすでの移動のしやすさ
1番目	9.7	5.7	4.6	18.3	5.7	4.6	4.6	1.7	9.1	2.3	2.3	2.9	28.6
2番目	5.7	5.1	3.4	7.4	6.9	6.3	6.9	2.9	6.9	4	4.6	0.6	39.4
3番目	3.4	2.9	1.7	8.6	1.7	2.9	5.7	5.7	7.4	5.1	9.1	0.6	45.1

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

表9 仕事場から一番近い避難場所までのバリアフリー化

	避難する場所までの歩道の幅やガードレールと道ばたとの幅を広げるによる避難する場所までの移動のしやすさ												
1番目	11.4	7.4	40	8	8	1.1	24						
2番目	6.9	10.3	10.3	14.9	21.7	2.3	33.7						

資料出所:「障害者の生活実態とニーズに関する調査」に基づき筆者作成

仕事場から一番近い避難場所までのバリアフリー化について1番必要なニーズと2番目に必要なニーズをみると、1番必要とされることで最も割合が高いのは、家から避難場所までのバリアフリー化のニーズと同様に、仕事場から避難する場所まで移動するのを援助してくれる人の確保であり、次に避難する場所までの間の歩道の段差の解消を希望する割合が高い。2番目に必要とされることで最も割合が高いのは避難する場所の段差解消・スロープなどの施設の整備であり、次に割合の高いことは、避難する場所がもっと仕事場の近くになることである。

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

「骨格提言」による障害者政策の課題
～障害保健福祉政策における調査の在り方～
～OECD諸国の障害者福祉関連社会支出の動向～

分担研究者 勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長）

研究要旨

第1に、研究課題「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方」の研究主旨に基づき、骨格提言を踏まえて政策インプリケーションを導き出すためのエビデンスについて整理する。特に骨格提言の中で強調された「調査」の必要性に着目し、指摘された課題や提案された施策を実際に行っていくために、どのような調査が必要なのか。その調査はどのように実施されるべきかについて整理した。

第2に、骨格提言で目指すべき6つのポイントとされた中から、安定した予算の確保、について基礎的エビデンスとしてOECD諸国の障害者福祉関連社会支出の動向をまとめた。

骨格提言の中で必要性が指摘された「調査」と、総合福祉部会において厚労省が出したコメントを検証しながら、障害者政策を進めるために必要な調査の要素について検討した。調査の果たす役割は実態の把握だけではない、政策が導こうとしている目標へ近づけるために、人々の理解や同意を得る手段でもある。特に重要と思われる点は、障害者政策を推進していくことに対する社会全体の合意形成である。そのため、有効な調査は、社会全体のなかで障害者の置かれた状況を示すもので無ければならず、基準や目標値が、人々に理解されるエビデンスとともに示されなければならない。障害者総合支援法の施行を機会に障害者政策における調査の在り方を見直し、障害者基本法の下に組織された障害者政策委員会の監視機能の基盤を作っていくことが重要である。

A. 研究目的

第1に、研究課題「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方」の研究主旨に基づき、骨格提言を踏まえて政策インプリケーションを導き出すためのエビデンスについて整理する。特に骨格提言の中で強調された「調査」の必要性に着目し、指摘された課題や提案された施策を実際に行っていくために、どのような調査が必要なのか。その調査はどのように実施されるべきかについて整理する。

第2に、骨格提言で目指すべき6つのポイントとされた中から、安定した予算の確保、について基礎的エビデンスとしてOECD諸国の障害者福祉関連社会支出の動向をまとめること。

B. 研究方法

第1については、障がい者制度改革推進会議の下組織された総合福祉部会で使われた資料をもとに、議論の背景について考察を加えながら、整理した。第2については、OECDの直近の社会支出データベースより入手した各国デ

ータから、動向をまとめた。

(倫理面への配慮)

該当しない。

C. 研究成果と考察

・調査の在り方：

骨格提言には、調査の必要について多くの言及がなされている。それらをまとめると以下の 6 つの調査が含まれている。

- 入所者・入院者実態調査
- 相談支援調査
- 人材の育成・報酬調査
- 寄宿舎実態調査
- 障害者雇用率制度調査
- 全人口における障害者の位置づけが判る調査

「入所者・入院者実態調査」については、「障害者入所施設および精神病院の入所者・入院者に対する全国実態調査にむけたパイロット研究」(平成 23 年度：研究代表者佐藤久夫) で研究が行われて居ることについて考察した。

全国調査への応用を前提に実施された研究ではあるが、骨格提言で提起された、地域生活資源を整備する数値目標の設定の基礎となるデータがこの調査で得られているのか研究報告書を読む限りでは不明である。また、骨格提言 (p.85) で指摘している障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組みの開発、についてもこのような調査からデータが得られるのかは疑問である。

「障害者雇用率制度調査」については、障害者の就労や雇用について、その全体像を継続的に捕らえられる調査が無いことが問題である。

「障害者雇用実態調査」は障害者を雇用しているか否かにかかわらず全主要産業の民間事業所の事業主に対して行

う調査である。一方「障害者雇用状況報告」は障害者雇用促進法の下、1 人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主に対して、毎年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況について報告を義務づけていることで収集される調査データである。一方、別途「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」が 5 年周期で実施されているが、これは調査対象を障害者（手帳を所持する）とし、就労という雇用よりも広い概念でとらえている。直近では平成 18 年（2006 年）に実施されたものが平成 20 年（2008 年）1 月に公表された以降、新たな調査は実施されていない。

・OECD 諸国の障害者福祉関連社会支出の動向

骨格提言で目指すべき 6 つのポイントとされた中から、安定した予算の確保、について基礎的エビデンスとして OECD 諸国の障害者福祉関連社会支出の動向をまとめた。

D. 結論

骨格提言における調査への言及については、厚労省のコメントにもあるが、その一部はすでに厚生労働科学研究として実施されており、厚労省によって一時点の影響調査などとして実施されておりしている。したがってその必要性を明らかにするためには、すでに実施された調査と骨格提言が必要性を指摘している調査との違いを明確にする必要がある。

調査の果たす役割は実態の把握だけではない、政策が導こうとしている目標へ近づけるために、人々の理解や同意を得る手段でもある。特に重要な思われる点は、障害者政策を推進してい

くことに対する社会全体の合意形成である。それなくして、新たな制度やサービスの提供は実現しない。特に、総合福祉部会の議論で繰り返し言及され骨格提言の新法のもとめざすべきポイントの一つにあげられた「安定した予算の確保」は、前述で紹介した厚生労働省からのコメントにもあるが、公費を投入することの前提となる有効性や実現可能性の検討に資するものでなければならない。

骨格提言では日本の障害者支出、特に障害者に対する現物給付を OECD 諸国の平均まで引き上げることを提言している。なぜ、平均値なのか。なぜ OECD 諸国の中で 10 位以内なのか。目標とする水準が障害者サービスの水準をどのくらい引き上げるかの説明も無い。きわめて情緒的な表現であり、説得力に欠ける。めざすべきサービスの水準がどこにあり、そのためにはどのくらいの費用が必要なのか。その見通しをつけた上で、その積算がその国の財政状況に照らして負担可能か。そのような議論が行われるべきではないだろうか。マクロ国際比較から、自国のあるべき障害者福祉サービスの量を導きだすことには限界がある。また、予算の規模からは各国がどのような政策分野にどのような規模の財政的投入をしているか、その国の政策の優先順位を反映したにすぎない。言い換えれば日本の障害政策分野への財政投入が少ないので障害者分野の優先順位が低いことの結果にしかすぎないともいえる。

公的社会支出の水準では、日本はすでにアメリカを上回り、イギリスに迫る水準になりつつある。しかし、日本の社会支出は政策分野では高齢と保健に多くを費やし、その他の分野への支

出が相対的に小さいことが知られている。日本と類似の構造はイタリアでもみられ、少子高齢化が進んだ国の特徴ともいえる。

公的支出が大きい国は障害分野への支出も大きいという傾向はあるが、その関係は直線的とはいえない。さらに公的支出が大きい国は障害分野の現物給付への支出が大きい傾向があるとは言えない。障害分野への支出が大きい国スウェーデンは現物給付についても大きいが、フランスのように、障害現物給付が少ない国もある。

各国の社会支出や障害支出が長期時系列で見たときに変化があるのは、いくつかの背景が考えられる。

障害者政策の変化としては、1980 年代の高失業率への対応が受給者範囲に与えた影響、1990 年代から 2000 年代にかけては EU 主導の均等待遇や差別禁止の勧告、一般労働市場対策の中に障害者を統合する変化などである。障害者政策が社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）として位置づけられてきたなかで、障害者政策への投入だけからでは、実態が見えにくくなってきたことも事実である。OECD の政策分野で「積極的労働市場政策」があるが、ここにおいて障害者雇用の促進が実施される場合もあるが、差別禁止法の導入と障害者雇用率制度の廃止が行われた場合には、一般失業者の中に障害者も含まれていくので、政策支出としては見えにくくなる。

各国の障害者支出を長期時系列でみると、制度の変更と他制度（たとえば労働保険や公的年金支給開始年齢引き上げ）への影響を丁寧に見る必要があると同時に、経済状況の変化（雇用状況の変化）との関係も重要になる。

E. 研究の政策的含意

骨格提言は旧障がい者制度改革推進会議の下総合福祉部会が、自立支援法に替わる制度を構築することを念頭にまとめた提言である。主な活動目的だった障害者基本法の改正を達成し、旧障がい者制度改革推進会議は解散し、新基本法の下、障害者政策委員会が組織され活動を開始している。また、自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)と名称が変更され 2012 年 4 月 1 日に施行された。これから地域生活支援や相談事業など骨格提言で強調された政策が実際に行われていくのである。総合福祉部会が 15 ヶ月間に 19 回の会議を開き、55 名もの委員を要して議論された結果である骨格提言には、障害当事者や現場の声が反映されている。従来の審議会における報告書への関与とは異なり、そこには障害者の状況をよくしたいという強い思いが込められている。一方、新たな制度の導入や制度の改正のためには、かならずしも十分なエビデンスと理由付けができるていない部分もあるが、骨格提言に盛り込まれた当事者視点は今後の障害者政策を進めていくうえで大変貴重な意見として尊重すべきものである。この研究が、骨格提言を踏まえた視点で行われることは、総合福祉部会に集い議論を交わした多くの人々の意思を反映することに他ならない。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的分野））
「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方に関する研究」

「骨格提言」にみる障害者政策の課題 ～障害保健福祉政策における調査の在り方～ ～OECD 諸国の障害者福祉関連社会支出の動向～

勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

2011 年 8 月に公表された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下骨格提言という）は、障害者自立支援法を廃止し新たな法律をつくるという、民主党政権下で閣議決定¹された方針に基づいてまとめられたものである。そのとりまとめは、障がい者制度改革推進本部（内閣府）の下組織された障がい者制度改革推進会議（以下推進会議という）の部会として位置づけられた総合福祉部会が 2010 年 10 月 4 月 27 日から 2012 年 2 月 8 日まで合計 19 回の会議での議論が基礎となった。²総合福祉部会は構成員合計 55 名という未だかつて例のない大規模な会であり、一同が会するために用意された会場は厚生労働省が入っている中央合同庁舎 4 号館講堂しかなかった。構成員には、10 名の研究者 3 名の自治体首長が含まれていたが、特筆すべきは各種障害当事者の団体からの参加者の多さだった。これまで障害者政策に関する審議会等に障害者団体の代表が参加することはあったが、その種類は知的障害と身体障害に限られていたのに対して、総合福祉部会では発達障害、精神障害、難病等が加わった。また、サービス供給側として病院や施設の代表だけでなく、就労支援を含む地域生活支援に携わる団体も参加した。それに加え、自立支援法の廃止への直接の契機となった障害者自立支援法訴訟の弁護団事務局長が入っていた。

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法、以下新法）と名称が変更された新法は 2012 年 4 月 1 日に施行された。新法では、基本理念に新たに、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することが総合的かつ計画的に行われるべきと掲げている。

総合福祉部会の骨格提言がどこまで新法に反映されたかについては、総合福祉部会に参

¹応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成 24 年常会への法案提出、25 年 8 月までの施行を目指す。平成 22(2010)年 6 月 29 日

² <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaishoken/sougoufukushi/index.html>
総合福祉部会は推進会議の廃止（2012 年 7 月 23 日）をもって解散した。

加した人々の中からは失望感さえ表明され、必ずしも評価は高くない。しかし、骨格提言が目指していたところは新法制定がゴールではないと思う。その先の障害者権利条約批准にふさわしい制度改革こそがゴールだと筆者は考える。また、骨格提言のとりまとめプロセスは、従来の陳情型の活動から、持続可能な社会変革をめざす冷静な協議型の活動へと、障害者運動を成長させる契機となり得たのではないかと期待している。

(1) 本研究の目的

第1に、研究課題「障害者の生活実態・ニーズ把握による就労支援と障害保健福祉政策の在り方」の研究主旨³に基づき、骨格提言を踏まえて政策インプリケーションを導き出すためのエビデンスについて整理する。特に骨格提言の中で強調された「調査」の必要性に着目し、指摘された課題や提案された施策を実際にしていくために、どのような調査が必要なのか。その調査はどのように実施されるべきかについて整理する。

第2に、骨格提言で目指すべき6つのポイントとされた中から、安定した予算の確保、について基礎的エビデンスとしてOECD諸国の障害者福祉関連社会支出の動向をまとめる。

(2) 研究方法

第1については、障がい者制度改革推進会議の下組織された総合福祉部会で使われた資料をもとに、議論の背景について考察を加えながら、整理した。

第2については、OECDの直近の社会支出データベースより入手した各国データから、動向をまとめた。

2. 障害保健福祉政策における調査の在り方

骨格提言には、調査の必要について多くの言及がなされている。それらをまとめると以下の6つの調査が含まれている。骨格提言で言及した箇所についてもページを示した上で以下にまとめた。(下線は筆者追記)

- 入所者・入院者実態調査 (p. 49・50・83)
- 相談支援調査 (p. 60)
- 人材の育成・報酬調査 (p. 74)
- 寄宿舎実態調査 (p. 109)
- 障害者雇用率制度調査 (p. 112)
- 全人口における障害者の位置づけが判る調査 (p. 116)

＜骨格提言より抜粋＞

³ 骨格提言で示された個別的課題と、政府・自治体が取り組むべき普遍的課題を踏まえて、障害者と家族の生活実態とニーズをヒアリング・アンケート調査及び公的統計2次利用による再集計等によって把握し、基礎的なエビデンスを得る共に、課題解決の方法について、欧米で発展してきた障害者福祉の計量分析や障害学、及び比較制度分析・国際比較等によって多角的に検証し、政策的インプリケーションを導き出すことである。

I 障害者総合福祉法の骨格提言－6 地域生活の資源整備

(p.49)

都道府県及び市町村は、国の定める「地域基盤整備10カ年戦略」(仮称)に基づき、障害福祉計画等において、地域生活資源を整備する数値目標を設定するものとする。

数値目標の設定は、入院者・入所者・グループホーム入居者等の実態調査に基づかなければならぬ。この調査においては入院・入所の理由や退院・退所を阻害する要因、施設に求められる機能について、障害者への聴き取りを行わなければならない。

(p.50)

施設待機者は、全てが真に施設入所の必要な者とは言えない。障害福祉計画等で単純に施設待機者数を施設設置の根拠とすることは妥当ではない。待機者は、さまざまな福祉サービス利用の待機者であるとの視点に立ち、具体的な地域基盤の整備を進めが必要である。また再入院・再入所についても、障害者本人の問題としてのみ捉えるのではなく、地域支援の不足・不備からくるものとして検証し、再び地域移行にむけて支援を行うことが必要である。これらを行うためには、入院者・入所者実態調査が不可欠である。なぜ入院・入所に至ったのか、入院者・入所者の希望は何か、何が退院・退所を阻害する要因であるのかを、国主導で分析すべきである。その際、全国的な把握、地域特性の把握が、地域支援のあり方に関わる貴重なデータであり、地域移行に向けた取り組みの根拠となる。なお、定員が一定数を超える大規模なグループホームについても、病院や入所施設同様に入居者への聴き取り調査の対象に含めるべきである。

I-8 相談支援

(p.60) 新たな相談支援の仕組み

人口規模に見合った身近な地域での相談支援の体制整備が必要であり、その整備計画については、実態調査の結果に基づき、具体的に検討されるべきである。

I-10 報酬と人材確保

(p.74) 報酬における基本的方針と水準

国は経営実態調査に基づき報酬改定を行っている。しかし、多くは報酬のみが収入であり、報酬が減額されればその範囲で収支を合わせて黒字にするため、その黒字を根拠に改定されれば、報酬は際限なく引き下がる。

II 障害者総合福祉法の制定と実施への道程－2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

(p.83) 障害者総合福祉法の策定及び実施のための調査等

地域生活移行に向けた施設入所者、入院患者への実態調査等を実施する。

新たな支給決定の仕組みのための試行事業や研究等を実施する。

III 関連する他の法律や分野との関係－2 障害児

(p.109)学校教育法関係

寄宿舎の実態を調査し、地域社会への移行に向けた方策を検討する必要がある。